

## 港湾空港技術研究所客員研究者基本規則

平成 17 年 3 月 31 日  
研究所規則第 7 号

一部改正 平成 21 年 7 月 13 日 研究所規則第 8 号  
一部改正 平成 27 年 4 月 1 日 研究所規則第 3 号  
一部改正 平成 28 年 4 月 1 日 研究所規則第 1 号  
一部改正 平成 31 年 3 月 29 日 研究所規則第 4 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、港湾空港技術研究所（以下「研究所」という。）が実施する調査、研究、技術開発等（以下「研究」という。）に際して、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の外部から高い研究能力を有する研究者を受入れる方策の基本原則を定めることにより、研究所の研究業務の一層の向上に資することを目的とする。このため、客員研究者の受入れの原則に関しては、別に定めのある場合のほか、この規則に定めるところによる。

### (定義)

第 2 条 研究所の客員研究者を次のように定義する。

- 一 「客員フェロー」とは、研究に関する極めて高度な知識、実績を有し、研究所にとって重要な研究の実施、研究所の研究者に対する指導等のために研究所が招聘する者をいう。
- 二 「客員研究官」とは、研究に関する高度な知識、実績を有し、研究所にとって重要な研究の実施のために研究所が受入れる者をいう。
- 三 「客員研究員」とは、博士号取得者又はこれと同等の研究に関する知識、能力を有し、受託研究その他の研究所の研究のために研究所が受入れる者をいう。

### (業務)

第 3 条 客員研究者は、前条各号に定める定義に従い、それぞれ研究所の研究業務等に従事するものとする。

### (関連諸規則の構成等)

第 4 条 客員フェロー、客員研究官、客員研究員に関する制度の組織、及び委嘱等の条件等は、それぞれ港湾空港技術研究所客員フェロー規則（平成 17 年研究所規則第 13 号）、港湾空港技術研究所客員研究官規則（平成 17 年研究所規則第 14 号）、港湾空港技術研究所客員研究員規則（平成 17 年研究所規則第 15 号）に定めるところによる。

- 2 常勤の客員研究者の服務については、海上・港湾・航空技術研究就業規則（平成 28 年研究所規程第 9 号）第 3 条から第 12 条まで、第 42 条及び港湾空港技術研究所就業規則（平成 18 年研究所規則第 1 号）第 32 条、第 34 条、第 36 条の規定を準用するものとする。
- 3 専ら受託研究業務に従事する客員研究員については、前項の規定にかかわらず、特に「特別研究員」と称して、港湾空港技術研究所契約職員就業規則（平成 18 年研究所規則第 2 号）、港湾空港技術研究所職務発明規則（平成 16 年研究所規則第 5 号）等の規定の適用を受けるものとする。
- 4 港湾空港技術研究所長（以下「所長」という。）が特に認めた研究に従事する客員研究員については、前項を準用することができる。この場合において、「受託研究」と定めのある規定は「所長が特に認めた研究」と、「受託費」と定めのある規定は「予算」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 13 日 規則第 12 号・一部改正）

この規則は、平成 21 年 7 月 13 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 規則第 3 号・一部改正）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 規則第 1 号・一部改正）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 規則第 4 号・一部改正）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。